

在宅勤務手当についての指針を国税庁が公表

◆難しい在宅勤務における通信費や電気代の私用との線引き

新型コロナの感染拡大で在宅勤務が広がり、インターネット代などの通信費や情報機器が消費した電気代の補助として在宅勤務手当を支給する企業がでてきている。事例をみると、メルカリは月10,000円、日立は月3,000円、富士通は月5,000円を在宅勤務手当として支給している。パナソニックも21年度から月3,000円を支給することが2021年2月に明らかになった。

この在宅勤務手当で企業の税務担当者を悩ますのが所得税の源泉徴収である。支給する手当のうち実際に在宅勤務で発生した経費を超える部分は所得税の対象として源泉徴収が必要になるが、通信費や電気代は在宅勤務と私用の線引きが難しく、経費として認められる目安を示してほしいとの要望が出ていた。この要望に対して、21年1月に国税庁は費用負担の基準を示した指針「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を公表した。

◆指針の公表が企業の在宅勤務手当の導入を検討する契機に

国税庁の指針は私用との線引きが難しい通信費について、在宅勤務をした日数分の半額を経費としてよいことにした。例えば、月30日のうち在宅勤務が15日、自宅での通信費が4,000円の場合、1,000円が在宅勤務の通信費となる。

電気代は自宅の電気代に在宅勤務で使用した部屋の床面積が自宅に占める割合と在宅勤務の日数の割合をかけた額の半分を経費としてよいことにした。例えば、月30日のうち在宅勤務が15日、床面積60㎡の家の1室（10㎡）で勤務し、家全体の電気代が12,000円だった場合、1,000円が在宅勤務の電気代になる。

指針は21年1月分の税額の計算から適用できる。人材紹介会社エンワールド・ジャパンが20年11月に行った調査では、在宅勤務手当を毎月支給している企業は20%にすぎない。実際の税務処理では通信費や電気代、自宅や在宅勤務を行った部屋の床面積を証明する書類などをどのようにして企業がそろえ、保管しておくかなどの細かな課題があるものの、今回の指針によって在宅勤務手当の導入を検討する企業も出てくるだろう。

【藤井和則】